

久喜市教育委員会令和7年12月定例会

開催月日 令和7年12月25日（木曜日）

開催場所 久喜市立中央図書館2階 視聴覚室

開会時刻 午後2時50分

閉会時刻 午後3時53分

久喜市教育委員会令和7年12月定例会議事日程

第 1 署名委員の指名

書記の指名

会議時間の決定

第 2 前回会議録の承認

第 3 教育長報告

ア 久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について

〔追加項目〕

イ 久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について（「久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正」部分）

ウ 久喜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について（「久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部改正」部分）

エ 令和7年度久喜市一般会計補正予算（第8号）（案）に係る意見聴取について

第 4 議事

議案第52号 久喜市立小・中学校庶務事務システム運用規程について

議案第53号 久喜市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則について

議案第54号 令和8年度久喜市一般会計予算（案）に係る意見聴取について

議案第55号 久喜市中学校地域クラブ活動指導者の委嘱について

〔追加項目〕

議案第56号 久喜市教育委員会事務局職員の人事について

第 5 協議事項

ア 第3期久喜市教育振興基本計画実施計画（素案）について

イ 第2期久喜市スポーツ推進計画延長に係る意見聴取について

第 6 その他

次回定例会について

配布資料 議案書、追加議案書、議案参考資料、教育長報告、教育長追加報告、協議事項資料

会議の公開・非公開 一部非公開（人事案件、審議・検討等情報を含む案件のため）

教育委員

出席委員 5名

教育長 柿沼光夫	教育長職務代理者 諸橋美津子
委員 山中大吾	委員 小野田真弓
委員 渋谷克美	

欠席委員 なし

事務局

教育部長	野川和男
教育部副部長	木村明信
参事兼学校施設課長	甲田栄二
参事兼指導課長	飯野純子
参事兼生涯学習課長	山田知加子
参事兼文化振興課長	齋藤英行
教育総務課長	白石雄一
学校給食課長	佐藤純子
公民館事業推進室長	富澤均仁

教育総務課

課長補佐兼係長	相園浩一
主任	宮道未央

説明のための招致者

こども未来部参事兼保育幼稚園課長	堀口ひとみ
健康スポーツ部スポーツ振興課長	飯塚順一

傍聴者 なし

午後 2時50分

◎開会の宣言

○教育長（柿沼光夫） 皆様、こんにちは。早いもので、今年も残り少なくなりました。小・中学校は、昨日が2学期の終業式、年明けの1月8日まで14日間の冬休みになっております。令和7年は、大阪・関西万博が開催され、来場者は2,557万人に達したということでございます。一方で、今年は熊の被害が相次ぐなど、今までにない事態が発生し、対応が迫られる日々でありました。本日の定例教育委員会は、教育委員の皆様に、より教育現場をご理解いただくということで、久喜市立中央図書館を会場とさせていただきました。先ほど施設の説明、また参観をしていただきましたが、中央図書館では利用者への質の高いサービスの提供をはじめ、様々な取組をしていることを確認いただけたかと思います。

それでは、早速ですが、始めさせていただきます。

ただいまの出席者は、委員4名と私を含め5名であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の会議開催の規定にございます教育長及び在任委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、これより久喜市教育委員会令和7年12月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○教育長（柿沼光夫） これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○教育長（柿沼光夫） 本日の議事日程につきましては、当初議案4件、教育長報告1件、協議事項2件の審議、報告等を予定しておりましたが、議案1件、教育長報告3件の追加がありますことから、本日の日程にこれを追加したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

それでは、議案第56号及び教育長報告イからエの合計4件を本日の日程に追加し、併せてご審議いただきたいと存じます。

次に、会議の公開の是非についてお諮りいたします。

教育長報告ア並びに議案第55号及び議案第56号につきましては人事案件であること、議案第53号及び議案第54号につきましては審議・検討等情報を含む案件であることから、会議を公開しないこととさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、教育長報告ア及び議案第53号から議案第56号につきましては、会議を非公開とさせていただきます。

◎会議録署名委員の指名

○教育長（柿沼光夫） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、久喜市教育委員会会議規則第22条第2項の規定により、教育長に

おいて指名をさせていただきます。

本日は、諸橋委員と山中委員にお願いいたします。

◎会議録作成者の指名

○教育長（柿沼光夫） 会議録作成者は、教育総務課、宮道主任にお願いいたします。

◎会議時間の決定

○教育長（柿沼光夫） 会議時間につきましては、本日の日程が全て終了するまでといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程が全て終了するまでといたします。

◎前回会議録の承認

○教育長（柿沼光夫） 日程第2、前回会議録の承認を求める。

令和7年11月25日に開催いたしました令和7年11月定例会の会議録につきましては、あらかじめ委員各位のお手元に配付したとおりでございます。

お手元の会議録にご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、会議録につきましてはご承認をいただきました。

日程第3、教育長報告でございます。

報告事項につきましては、お手元の日程のアからエの4件でございます。

教育長報告アにつきましては、先ほどご了解いただきましたとおり非公開案件でありますことから、会議を非公開とさせていただきます。

傍聴人の皆さん一時退出をお願いいたします。

〔これより非公開とする〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午後 2時53分 休憩

午後 2時53分 再開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎教育長報告 ア

○教育長（柿沼光夫） それでは、ア、久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育総務課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

〔非公開案件につき省略〕

ここで一旦、会議の非公開を解きます。

〔非公開を解く〕

○教育長（柿沼光夫） 傍聴人の入室を許可いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時55分 休憩

午後 2時55分 再開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎教育長報告 イ

○教育長（柿沼光夫） 次に、イ、久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について（「久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正」部分）の報告でございます。

報告の内容につきましては、教育総務課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 教育長報告イ、久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について（「久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正」部分）についてご説明いたします。

教育長追加報告資料1ページをお開きください。この一部改正条例につきましては、久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、久喜市長及び副市長の給与等に関する条例及び久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の3つの条例につきまして一括して改正をするものでございます。

初めに、改正内容についてご説明いたします。本年の人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告では、期末勤勉手当の年間支給割合を年間4.6月分から4.65月分に0.05月分引き上げる勧告が行われ、この勧告に基づき既に国家公務員の給与改定が行われたところでございます。このことから、久喜市的一般職の給与につきましても、国家公務員の給与改定に準じた内容で改定を行うこととし、久喜市議会の議員、市長、副市長及び教育長の期末手当につきましても同様の改定を行うものでございます。

それでは、教育長の各改正内容についてご説明申し上げます。

初めに、第1条につきましては、久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例第6条第2項に規定されている期末手当の12月期分の給与割合を0.05月分引き上げ、現行の2.3月分を2.35月分に改めるものでございます。

次に、第2条につきましては、ただいまの第1条の規定による改定後の期末手当の年間支給割合を変更せずに、令和8年度以降の6月期分及び12月期分の支給割合を、それぞれ2.325月分とし、均等に配分するよう改めるものでございます。

続いて、附則でございます。第1項は、施行期日で、この条例は公布の日から施行するものでございますが、第2条の支給割合を均等に配分する規定につきましては、令和8年4月1日から施行するものでございます。

次に、第2項は、適用に関する規定でございまして、第1条の支給割合を引き上げる規定につきましては、令和7年12月1日から適用するものでございます。

次に、第3項は、改正前の条例の規定に基づいて既に支給された期末手当につきましては、改正後の条例に基づき支給されることとなる期末手当の内払いとするみなし規定でございます。

報告は以上でございます。よろしくお願ひします。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

◎教育長報告 ウ

○教育長（柿沼光夫） 次に、ウ、久喜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について（「久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部改正」部分）の報告でございます。

報告の内容につきましては、指導課長よりご説明いたします。

指導課長。

○参考兼指導課長（飯野純子） 教育長報告ウ、久喜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例のうち、久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部改正部分についてご説明申し上げます。

任期付市費負担教職員の給与及び諸手当については、県の教育職に準じていることから、県と同様の取扱いとするため、令和7年11月久喜市議会定例会において人事課が一括して議案の上程を行ったものです。

教育長報告追加資料 12 ページを御覧ください。第3条が条例の改正事項となります。まず、第6条第1項についてですが、これは教職調整額の支給基準を給料月額4%から10%へと引き上げるものであります。

次に、附則につきましては、この教職調整額の割合について必要な経過措置を設けるものです。また、別表第1につきましては、給与表を埼玉県人事委員会勧告に基づき改定いたします。新旧対照表は20ページ以降に掲載しております。

次に、附則についてでございます。第3条の規定中、第6条及び附則の改定規定につきましては、令和8年1月1日から施行するものです。

次に、第2項は、適用に関する規定でございます。

次に、第3項につきましては、給与の内払いのみなし規定でございます。

以上が概要についての報告でございます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

◎教育長報告 エ

○教育長（柿沼光夫） 次に、エ、令和7年度久喜市一般会計補正予算（第8号）（案）に係る意見聴取についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育総務課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 教育長報告エ、令和7年度久喜市一般会計補正予算（第8号）（案）に係る意見聴取につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正予算案につきましては、久喜市議会令和7年11月定例会議に、令和7年12月23日に提案されたものでございまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会に係る部分につきまして12月19日付で梅田市長より意見聴取の諮問があり、回答期限が同日となってございましたことから、教育長専決にて原案に同意する旨、答申させていただいたものでございます。

それでは、補正予算案の内容につきましてご説明させていただきます。別冊資料、令和7年度久喜市一般会計補正予算（第8号）を御覧ください。教育費に係る部分の歳出につきましては、32ページから39ページに記載しております、先ほど報告させていただきました教育長の給与のほか、一般職職員の給料表の改定などに伴う人件費の増額補正を行うものでございます。特別職給与費、職員給与費及び会計年度任用職員給与費、任期付市費負担教職員任用事業について、それぞれ増額となっているものでございます。

報告は以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

以上で教育長報告を終了いたします。

日程第4、議事に入ります。

◎議案第52号

○教育長（柿沼光夫） 初めに、議案第52号を上程し、これを議題といたします。

議案書の1ページを御覧ください。議案第52号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（野川和男） 議案第52号 久喜市立小・中学校庶務事務システム運用規程についての提案理由を説明させていただきます。

久喜市立小・中学校庶務事務システム運用規程を、別紙のとおり制定することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、指導課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 議案第52号 久喜市立小・中学校庶務事務システム運用規程についてご説明申し上げます。

議案書2ページ御覧ください。本訓令は、全学校への校務支援システムの導入に伴い、服務関係の申請について、電子申請を可能として取り扱うことについて、新たに必要な事項を定めるものでございます。

第1条では、本訓令の趣旨を示すものでございます。

第2条では、服務規程に定める申請等は、庶務事務システムを使用して行うことができること、第2項では当該申請等を書面により行うものとして規定していた服務規程の相当の規定により行われた申請等とみなすものでございます。

第3条では、この訓令に定めるもののほか、庶務事務システムの運用に関し必要な事項は教育長が別に定めるものでございます。

次に、附則ですが、この訓令は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第52号について質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） この庶務事務システムは、現在もう既に使われているのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 現在も運用されておりまして、今後本格稼働する中で電子化での保管というのも可能とするものでございます。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） もう既に使われているということですが、この第2条の第1項を見ますと、庶務事務システムを使用して行うことができると、できる規定になっているのですけれども、そうした場合、職員間ですとか学校間によって取組の差が出るという、そういう懸念はないのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 服務関係については、今電子化を進めているところではございますが、一方で県のほうに提出する書類等もございます。そういうものは書面で提出するものもございますので、今運用をしながら、また今後につなげていきたいと考えているところです。

○教育長（柿沼光夫） 国の分は県が遅れてしまっているので、その部分は紙でもいいということです。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） そうしますと、久喜市内の学校は基本的に、原則的と言ったらいいのでしょうか、デジタル化を進めていくという見解でよろしいのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 仰せのとおりでございます。

○委員（渋谷克美） 分かりました。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 52 号 久喜市立小・中学校庶務事務システム運用規程については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第 53 号から議案第 56 号につきましては、先ほどご了解いただきましたとおり非公開案件でありますことから、会議を非公開とさせていただきます。

傍聴人の皆さんは一時退出をお願いいたします。

〔これより非公開とする〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午後 3 時 0 5 分 休憩

午後 3 時 0 5 分 再開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

○議案第 53 号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 53 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 3 ページを御覧ください。議案第 53 号について提案理由の説明を求めます。教育部長。

※ 非公開事由が消滅したため会議録を公開します。

○教育部長（野川和男） 議案第 53 号 久喜市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則についての提案理由を説明させていただきます。

久喜市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、教育総務課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 議案第 53 号 久喜市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

議案書 4 ページ及び 5 ページ、議案参考資料 1 ページ及び 2 ページを御覧ください。このたびの改正は、令和 8 年 4 月 1 日付、組織機構改革に伴い必要な見直しを行うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明を申し上げます。学校施設課の小・中学校再編係を教育総務課に移管するため、第 3 条第 1 項の事務局組織の規定及び第 4 条の分掌事務の規定をそれぞれ改正するものでございます。

最後に、附則でございます。この規定は、令和 7 年 3 月 24 日に公布済みの久喜市教育

委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則を公布日施行として改正し、令和8年4月1日付から適用するものでございます。

説明は以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 議案第53号について質問をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 今回の、この一部改正の意図するものは何でしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 今回、小・中学校再編係が学校施設課から教育総務課になるわけですけれども、この内容については、そもそも教育総務課と学校施設課の両方に関連がある業務ではございましたが、今後については学校、児童生徒数の推移ですか学区の指定を教育総務課で今やっていますので、これらの業務を学校の適正規模・適正配置の事業と一緒にやったほうが合理的になるだろうという狙いがございまして、移管となつたものでございます。

○委員（渋谷克美） 分かりました。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、特に質疑がないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号 久喜市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第54号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第54号を上程し、これを議題といたします。

議案書の6ページを御覧ください。議案第54号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

※ 非公開事由が消滅したため会議録を公開します。

○教育部長（野川和男） 議案第54号 令和8年度久喜市一般会計予算（案）に係る意見聴取についての提案理由を説明させていただきます。

久喜市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和8年度久喜市一般会計予算（案）について意見を求められたので、議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、教育総務課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 議案第 54 号 令和 8 年度久喜市一般会計予算（案）に係る意見聴取についてご説明させていただきます。

このたびの予算につきましては、1 月 27 日に開会予定の久喜市議会令和 8 年 2 月定例会議に提案されるものでございまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、教育費に係る部分につきまして、梅田市長より意見聴取の諮問がございましたことから、本会議におきまして議案として提出させていただいたものでございます。

それでは、別冊の令和 8 年度久喜市一般会計予算を御覧いただきたいと存じます。初めに、久喜市全体の令和 8 年度予算の概要についてご説明を申し上げます。

予算書の 18 ページをお願いします。令和 8 年度の一般会計予算の歳出総額は 851 億 3,000 万円でございます。令和 7 年度と比較いたしますと 123 億 3,500 万円、16.9% の増となっており、このうち教育費につきましては、86 億 3,411 万 4,000 円で、歳出総額に占める割合は 10.1% でございます。また、前年度比 33 億 1,562 万 6,000 円、27.7% の減となっております。

予算全体の構成でございますが、令和 8 年度から義務教育学校が開校いたしますことから、項に小学校費、中学校費に続きまして、義務教育学校費を新設しております。また、小学校費及び中学校費にございました学校の改修工事などにつきましては、新たに項に学校施設整備費を新設いたしまして、小学校、中学校、義務教育学校の施設整備に要する費用を一括して計上しているところでございます。

続きまして、各所属における令和 8 年度予算の概要について、所管ごとに順次説明をさせていただきます。また、時間の関係もございますことから、説明については新規事業、前年度比大きく増減のあった事業、既存事業で新たな取組が含まれている事業などについて説明をさせていただきたいと思います。

それでは、初めに教育総務課分でございます。予算書の 288 ページを御覧いただきたいと思います。1 項教育総務費、2 目事務局費、事業名 13、教育振興基本計画策定事業、予算額 21 万 6,000 円でございます。現計画の第 3 期久喜市教育振興基本計画につきましては、計画期間が令和 9 年度までとなっておりすることから、令和 10 年度から令和 14 年度までを計画期間とした第 4 期久喜市教育振興基本計画を策定するものでございます。策定期間は 2 年、令和 8 年度につきましては計画の骨子などの作成をするため、策定委員会を 3 回予定しているものでございます。

続きまして、290 ページを御覧ください。3 目教育指導費、事業名 6、児童生徒安全事業、予算額 4,434 万 7,000 円でございます。内容につきましては、1 枚おめくろりいただきまして右上の辺りになりますけれども、江面小学校スクールバス運行業務委託料 1,694 万円でございますが、現契約が令和 7 年度で 5 年契約を終えることになりますので、令和 8 年度から令和 12 年度までの期間の見積り合せを行いましたところ、前年度比で 580 万 8,000 円の増となったものでございます。また、同事業の防犯カメラ交換工事 738 万 4,000

円につきましては、2校の更新を予定しております、前年度比で464万2,000円の増となっているものでございます。

続きまして、336ページを御覧いただきたいと思います。8項保健体育費、1目保健体育総務費、事業名3、児童生徒等健康診断・健康管理事業、予算額5,378万円でございます。報酬2,363万円でございますが、学校医報酬などにつきまして見直しをする予定でございますことから、前年度比562万6,000円の増となっております。内容につきましては、学校医と学校歯科医が13万8,000円から19万円に、学校薬剤師が10万円から11万円に見直し予定でございます。

以上が教育総務課所管の概要でございます。

○教育長（柿沼光夫） 学校施設課長。

○参事兼学校施設課長（甲田栄二） 続きまして、学校施設課所管分についてご説明申し上げます。

予算書の288ページをお開きください。1項教育総務費、2目事務局費、事業名10、学校適正規模・適正配置推進事業、予算額585万2,000円でございます。内容は、令和8年3月末をもって廃校を予定してございます鷺宮小学校の備品等廃棄処分委託料でございます。こちらは、組織の見直しに伴い令和8年度からは小・中学校再編係の業務として教育総務課が所管となります。

続きまして、296ページをお開きください。2項小学校費、1目学校管理費、事業名2、小学校維持管理事業、予算額3億1,949万2,000円。次に、302ページをお願いいたします。3項中学校費、1目学校管理費、事業名2、中学校維持管理事業、予算額2億2,974万円。続きまして、306ページをお願いいたします。4項義務教育学校費、1目学校管理費、事業名2、義務教育学校維持管理事業、予算額4,550万5,000円でございます。主な内容は、小学校、中学校、義務教育学校それぞれの光熱水費や電話代、各種保守点検業務委託、使用料などでございます。

続きまして、308ページをお開きください。5項学校施設整備費、1目学校營繕費、事業名1、学校施設營繕事業、予算額36億8,654万9,000円でございます。主な内容は、小学校、中学校、義務教育学校の修繕料、外壁改修、屋上防水改修、トイレ改修、自家用電気工作物改修などにかかる工事請負費、監理業務委託料、設計業務委託料、調査業務委託料などでございます。

続きまして、318ページをお願いいたします。事業名2、学校施設大規模改造事業、予算額1億8,055万6,000円でございます。内容は、桜田小学校と栗橋西中学校の第3期目となる大規模改造の工事請負費及び監理業務委託料でございます。

次に、債務負担行為でございます。戻っていただきまして、予算書の11ページをお願いいたします。11ページから13ページにかけて、各学校のLED照明賃貸借の債務負担行為を設定してございます。こちらは、現在環境課が主導し、市有施設の照明のLED化を進めておりまして、10年リースにて実施を予定しているものでございます。

以上が学校施設課所管分の概要でございます。

○教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。

○学校給食課長（佐藤純子） 続きまして、学校給食課所管分の主な事業についてご説明いたします。

予算書の 340 ページをお開きください。8 項保健体育費、2 目学校給食費、事業番号 2、学校給食センター管理事業、予算額 5,619 万 3,000 円、前年度比 105 万 5,000 円の減額でございます。減額の主な理由は、給食センター内の清掃業務委託や樹木剪定業務委託事業の見直しによるものでございます。

次に、事業番号 3、学校給食運営事業、予算額 13 億 4,523 万 9,000 円、前年度比 6,775 万 3,000 円の増額でございます。増額の主な理由は、今年 11 月の米の価格高騰の影響により賄材料費を増額したことや厨房機器等の 5 年間保証の期限が切れることに伴い厨房機器保守点検業務委託料及び修繕費を増額したことによるものでございます。

次に、事業番号 5、学校給食審議会運営事業、予算額 14 万 4,000 円、前年度比 14 万 4,000 円の増額でございます。増額の主な理由は、学校給食審議会を常設の附属機関として年 2 回開催するための報酬となっております。

以上が学校給食課所管分の概要でございます。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 指導課所管分についてご説明いたします。

初めに、288 ページを御覧ください。1 項教育総務費、2 目事務局費、12、任期付市費負担教職員任用事業 774 万 7,000 円です。栢間小学校における複式学級回避のため、任期付市費負担教職員を任用する経費でございます。令和 8 年度は 1 名の任用予定でございまして、令和 7 年度から 1 名減じる予定です。

続きまして、294 ページを御覧ください。3 目教育指導費、13、プール授業外部委託事業 1,196 万 8,000 円です。プール授業の外部委託に要する経費で、令和 7 年度 3 校で実施していたものを令和 8 年度は太東中学校、鷺宮西小中学校で新たに実施するものでございます。

続きまして、296 ページ、17、部活動地域移行推進事業 2,770 万 2,000 円です。休日の部活動の地域展開のため、指導者謝礼、指導員及び参加者の傷害保険料、業務委託料が主なものです。本事業は、県の委託金を活用し実施するものでございます。

続きまして、298 ページ、2 項小学校費、1 目学校管理費、3、情報教育機器維持管理事業 3,408 万 8,000 円、こちらについては令和 7 年度に学習者用端末の更改が終了したため、大きく減額となっております。

同様に、304 ページ、3 項中学校費、1 目学校管理費、3、情報教育機器維持管理事業 1,511 万 2,000 円についても、学習者用端末の更改が終了したため減額となっております。

次に、308 ページを御覧ください。4 項義務教育学校費、1 目学校管理費、3、情報教

育機器維持管理事業 364 万 6,000 円、こちらも義務教育学校分の教育用端末等の維持管理に要する経費となります。

以上が指導課所管分の概要でございます。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（山田知加子） 続きまして、生涯学習課所管分のうち公民館事業を除く事業についての概要を説明申し上げます。

予算書 324 ページをお開きください。7 項社会教育費、1 目社会教育総務費、事業番号 6、地域学校協働活動推進事業、予算額 611 万 1,000 円でございます。内容は、放課後子ども教室ゆうゆうプラザにおける各種講座の開講などに係る経費でございます。財源につきましては、放課後子ども教室推進事業費補助金 361 万 4,000 円が充当されます。補助率は 3 分の 2 でございます。

次に、326 ページをお開きください。事業番号 11、いきいき活動センターしづか館解体事業、予算額 2 億 2,905 万 4,000 円、当該事業は、令和 7 年から 8 年にわたる解体工事でございまして、このたびの予算は 8 年度実施分に係る予算でございます。

続きまして、332 ページをお開きください。5 目図書館費、事業番号 2、図書館管理運営事業、予算額 3 億 3,683 万 2,000 円でございます。これは、指定管理者との 5 年間の協定に基づく総額のうち、令和 8 年度分の額として年度協定により設定したものでございます。

次に、債務負担行為についてご説明いたします。367 ページをお開きください。図書館管理運営業務委託、期間は令和 6 年度から令和 10 年度の 5 年間でございます。令和 6 年度と 7 年度末までの支出見込みは、6 億 6,881 万 1,000 円でございます。

以上が公民館事業を除く生涯学習課所管分の概要でございます。

○教育長（柿沼光夫） 公民館事業推進室長。

○公民館事業推進室長（富澤均仁） 続きまして、公民館事業推進室に係る部分についてご説明を申し上げます。

予算書 328 ページをお開きください。7 項社会教育費、2 目公民館事業推進費、事業名 3、公民館事業推進事業、予算額 169 万 7,000 円でございます。こちらは、生涯学習の機会及び参加者の交流の場を提供するために、各種講座、教室等を開催することに要する経費でございまして、事業内容、事業回数を精査し、見直しを行っているところでございます。

続きまして、事業名 4、市民体育祭事業、予算額 441 万 1,000 円でございます。こちらは、市民体育祭の開催に要する費用でございまして、コロナ禍明けの令和 5 年度から再開した市民体育祭の実施状況を踏まえて費用を精査し、見直しを行ったところでございます。

以上が生涯学習課所管分の概要でございます。

○教育長（柿沼光夫） 文化振興課長。

○参事兼文化振興課長（齋藤英行） 続きまして、文化振興課所管分について説明させていただきます。

334 ページを御覧ください。6 目文化財保護費のうち事業番号 5、郷土資料館管理事業でございます。当初予算額は、対前年度比 151 万円の増でございます。この主な増の理由でございますが、郷土資料館内に設置しております防犯カメラに不具合が生じているため、防犯カメラの改修工事を実施することによる増のものでございます。

続きまして、13 ページを御覧いただきたいと存じます。文化振興課所管分の債務負担行為でございますが、こちらは市指定文化財「吉田家水塚」と郷土資料館の LED 照明賃貸借の 2 件でございます。

文化振興課所管分の概要は以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 保育幼稚園課長。

○こども未来部参事兼保育幼稚園課長（堀口ひとみ） 保育幼稚園課所管分の主な事業についてご説明いたします。

初めに、歳出でございます。予算書 320 ページ、321 ページをお開きください。6 項幼稚園費、1 目幼稚園費、事業名、幼稚園管理事業、予算額 4,887 万 4,000 円でございます。幼稚園の管理に要する経費でございます。増額の主な理由につきましては、中央幼稚園の外壁改修工事に伴う工事請負費などでございます。

続きまして、予算書 322、323 ページをお開きください。事業名 5、幼稚園運営事業、予算額 819 万 1,000 円でございます。幼稚園の運営に要する経費でございます。こちらの増額の理由につきましては、学校医報酬の改定、OA 機器等の借上料の価格の改定に伴う増額でございます。

次に、予算書 324、325 ページをお開きください。事業名 7、子育てのための施設等利用給付事業でございます。予算額 4,561 万 7,000 円でございます。子ども・子育て新制度に移行していない私立幼稚園に対して施設等利用給付費を給付するとともに、無償化の対象となる預かり保育等を利用した保護者に対し、利用料の償還払いを行う経費でございます。減額の主な理由につきましては、幼稚園の利用者の減でございます。

最後に、債務負担行為でございます。予算書 13 ページにお戻りください。上から 3 番目、4 番目、中央幼稚園 LED 照明賃貸借、それから栗橋幼稚園の同じく LED 照明の賃貸借、こちら 2 件分でございます。

以上で保育幼稚園課所管分の概要でございます。

○教育長（柿沼光夫） 議案第 54 号について質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 債務負担行為の表の中で、11 ページから小・中学校、それから幼稚園等において LED 化の賃貸借が記載されておりますが、これは一斉に切り替わるような感じに見えるのですけれども、実際の事業スケジュールというのはどうなのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 学校施設課長。

○参事兼学校施設課長（甲田栄二） 環境課が主導して全序的に取り組んでいる内容なのですが、まだ具体的な進め方についての説明はないのですが、ざっくり言いますと、8年度中に各施設切替え工事を行って、その後令和9年度から実際にはリースが始まるようなイメージです。その発注方法ですとか、どういう順番でやっていくというのは、今後、環境課と各施設所管課が調整して、具体的に進めていくという内容になるかと思います。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） かなり施設数がありますし、多分工事となれば夏休み中とか、そういう長期休暇のときになるかと思うのですが、授業とか、そういったものに支障のないよう、ぜひ取り組んでいただきたいということをひとつお願ひしたいと思います。

あと、それともう一点追加でよろしいですか。あとは予算書のほうの294ページの教育総務費の13番、プール授業の外部委託なのですが、先ほどご説明にもありました、対象校が増えるということですけれども、これは今後も外部委託を増やしていくというような、そういう考え方なのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 中学校については、現在も外部のプールを使っている学校が多い状況ですので、外部委託を積極的に進めていこうと思っています。小学校については、やはり回数であるとか移動の時間とかの複雑さもあるので、今後もう少し検討しながら考えていきたいと思っておりまして、現在のところは校内にあるプールを活用しながら進めていく予定でございます。

○委員（渋谷克美） 分かりました。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号 令和8年度久喜市一般会計予算（案）に係る意見聴取については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第55号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第55号を上程し、これを議題といたします。

議案書の7ページを御覧ください。議案第55号について提案理由の説明を求めます。教育部長。

〔非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決〕

次の議案第56号につきましては、事務局職員の人事に関する案件でありますことから、部長、副部長、教育総務課長及び所管の所属長を除く事務局職員につきましては、退出を

お願いいいたします。

暫時休憩いたします。

午後 3時34分 休憩

午後 3時34分 再開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎議案第56号

○教育長（柿沼光夫） 次に、議案第56号を上程し、これを議題といたします。

追加議案書の1ページを御覧ください。議案第56号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

[非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決]
事務局職員の入室をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 3時36分 休憩

午後 3時36分 再開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

これをもちまして会議の非公開を解きます。

[非公開を解く]

○教育長（柿沼光夫） 傍聴人の入室を許可いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3時36分 休憩

午後 3時37分 再開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

以上をもちまして本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

日程第5、協議事項でございます。

◎協議事項 ア

○教育長（柿沼光夫） それでは、ア、第3期久喜市教育振興基本計画実施計画（素案）についての協議内容につきまして、教育総務課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 協議事項ア、第3期久喜市教育振興基本計画実施計画（素案）につきまして、別冊の第3期久喜市教育振興基本計画令和8（2026）年度実施計画（素案）を御覧いただきたいと存じます。

教育委員会では、教育行政を総合的かつ計画的に推進するため、久喜市教育振興基本計

画で定めた施策や取組につきまして、具体的な内容を示す実施計画を毎年度策定しております。このたび令和8年度実施計画の素案を作成いたしましたので、協議事項として提出させていただきました。

本日の協議において、委員会の皆様からご意見をいただきまして、その内容を踏まえまして事務局で検討した後、次回の1月定例会に議案として提案させていただきたいと考えております。議決後は、市議会議員へ配付、ホームページによる公表を実施する予定でございます。

それでは、実施計画の内容についてご説明させていただきます。

実施計画の1ページ目が実施計画の概要でございます。

今年度の変更点につきましては、4、その他、一番下の項目となります。義務教育学校の開校に伴い、小学校と中学校にそれぞれ義務教育学校の前期課程と後期課程を含む旨の注釈を追加しております。

続きまして、3ページ以降が事業計画でございます。第3期久喜市教育振興基本計画で定めた3つの基本目標、さらにその基本目標に基づく施策と令和8年度に実施する取組について掲載をしております。全部で12施策、208の取組となっております。個別にご説明申し上げるところではございますけれども、事前に資料を配付させていただいておりますことから、具体的な説明につきましては省略をさせていただきたいと思います。

説明は以上でございます。協議のほど、よろしくお願いします。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの協議内容に対しまして、ご意見、ご質問をお受けいたします。

諸橋委員。

○教育長職務代理者（諸橋美津子） 35ページの適正規模・適正配置に関する138番なのですが、先ほど規則の改正をしたところの中で、担当課が学校施設課になっているのですが、これは教育総務課になるのではないのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 素案をつくる段階でタイムラグがございましたので、申し訳ありません、こういった記載になりましたが、1月の定例会のときには教育総務課のほうで提出させていただきたいと思います。

○教育長職務代理者（諸橋美津子） 分かりました。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 41ページの連番の156の学校給食費補助の実施の関係ですが、令和8年度から学校給食費の無償化が報道されておりますが、これに合わせて見直しする考えはないでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。

○学校給食課長（佐藤純子） 今、国の方で無償化の議論が進んでいるところで、

そういうときにはこちらの補助金のほうも見直しは検討していきたいと考えております。まだ、予算等も決まっていないところですので、この計画にはこのまま入っているかと思いますけれども、しかるべきタイミングで見直し等も図っていくような形になるかと思います。

○教育長（柿沼光夫） 要はまだ国、県から正式には通知がないということですね、あるのですか。

○学校給食課長（佐藤純子） 国から、小学校のほうの無償化というのは決定というか通知が来ておりますけれども、久喜市の予算等はまだ決まっておりませんので、そういったことも踏まえて、今後、予算の補正等を行っていく予定になっております。

○教育長（柿沼光夫） よく相談して、記載をどうするか検討してください。

○学校給食課長（佐藤純子） はい。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 分かりました。

あともう一点なのですが、53 ページの連番の 200 の鷺宮催馬楽神楽の伝承教室に関連してなのですけれども、このほど鷺宮催馬楽神楽が文化庁からユネスコの無形文化遺産の候補に選定された、これは市のホームページにも掲載されているのですけれども、多分まだ御存じでない方も相当いるのではないかと思うのですが、今後これについての P R というのは何か今以上に考えているところはあるのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 文化振興課長。

○参事兼文化振興課長（齋藤英行） 先ほどの鷺宮催馬楽神楽の世界遺産に向けての関係でございます。実際に申請が、これから申請するということですので、ユネスコのほうから認定されるのが多分 2028 年頃、3 年後になるかと思います。今回候補となりましたので、今後 P R その他を含め、また実際指定されたときには何かするかということも含めまして、いろいろ検討していこうと思っております。具体的にどうのということはまだ検討中といいますか、未定のところがあるのですけれども、今後ほかの自治体で世界遺産になっているところもございます、そういうようなところの動向ですとか取組内容等について今後調査する必要があると思いますので、その上でさらに P R のほうについてできるような形も考えていきたいと考えております。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） よその例を見ますと、候補になった段階で結構市町挙げて P R しているところもありますので、これもぜひ多くの人に知ってもらいたいと思います。ちなみに、今月 12 月にも催馬楽神楽があったと思うのですが、報道の後は見学者が増えたというようなことはあったのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 文化振興課長。

○参事兼文化振興課長（齋藤英行） 新聞報道があり、やはり県の文化財担当課のほうでも、その辺はどうかということもありまして、12 月 6 日の土曜日、うちのほうの文化振興課

の職員も2名、実際の様子を見学させていただきました。話を聞いているところによりますと、特に午前中はやはり駐車場がいっぱいになるぐらいに混んでいたということでございます。午後は少し落ち着いてきたということなのですけれども、全体的に通常というか、今までに比べてやはり多かったのかなと、その関係でその後、郷土資料館のほうに、その足で見学に来られる方もいたということは伺っております。

○委員（渋谷克美） 分かりました。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、ご意見、ご質問なしの声がありましたので、意見、質問を打ち切りたいと思います。

ただいまの内容を踏まえまして、検討を進めてまいりたいと思います。

次の協議事項イにつきましては、協議の前に委員の皆様にお諮りをいたします。

本協議事項につきましては、市長部局において実施を予定している第2期久喜市スポーツ推進計画延長に係る教育委員会への意見聴取でございます。このことから、本日は当該事務を所管する職員に質疑対応等をお願いしたいと思いますが、健康スポーツ部スポーツ振興課長の本会議への出席を許可してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、スポーツ振興課長の出席を許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 3時46分 休憩

午後 3時46分 再開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

それでは、スポーツ振興課長、よろしくお願ひいたします。

◎協議事項 イ

○教育長（柿沼光夫） それでは、イ、第2期久喜市スポーツ推進計画延長に係る意見聴取についての協議内容につきまして、教育総務課長及び担当課長よりご説明いたします。
教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 協議事項イ、第2期久喜市スポーツ推進計画延長に係る意見聴取についてご説明いたします。

協議事項の1ページを御覧ください。本協議事項につきましては、市長部局において実施をしている第2期久喜市スポーツ推進計画延長に係る教育委員会への意見聴取でございます。令和7年11月26日付で、梅田市長より意見聴取がありましたことから、本会議におきまして協議事項としてさせていただいたものでございます。

なお、詳細な内容につきましては担当課長からご説明を申し上げます。

○教育長（柿沼光夫）　スポーツ振興課長。

○健康スポーツ部スポーツ振興課長（飯塚順一）　スポーツ振興課長の飯塚でございます。
よろしくお願ひいたします。

今回の内容につきましては、令和4年3月に策定されました第2期久喜市スポーツ推進計画の計画期間を1年延長することについてご意見をいただきたいものでございます。この根拠といたしましては、お配りしております資料の1ページ、市長からの依頼文にありますとおり、スポーツ基本法第10条第3項、特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、またはこれを変更しようとするときは、あらかじめ特定地方公共団体の教育委員会の意見を聞かなければならぬとされているためございます。

計画を延長することに至った経緯でございますが、2ページの裏面のほうを御覧いただきたいと思います。この計画につきましては、令和4年3月に、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間として策定されたものでございますが、参考とすべき国のスポーツ基本計画と同期間となっておりまして、また県の計画につきましても本市よりも1年遅れた計画期間となっている状況でございます。このことは、策定を進める上で国の計画を参考して策定することとされているスポーツ基本法の趣旨にそぐわないことから、本市の計画を1年延長いたしまして国の計画内容を十分分析、検討し、新たな計画に反映させようとするものでございます。

なお、本計画においてスポーツ実施率などの数値目標を定めているところでございますが、この1年延長に係ることにつきまして、目標値は変更しないものとするものでございます。

今後の計画スケジュールでございますが、来年度、令和8年度に市民アンケート調査を実施いたしまして、令和9年度にかけてスポーツ推進審議会に諮問、答申をいただき策定する予定です。なお、審議会からの答申後、改めて教育委員会にご意見をいただく予定でございます。その節は、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○教育長（柿沼光夫）　ただいまの協議内容に対しまして、ご意見、ご質問をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美）　スポーツ推進審議会について伺います。市のホームページを見ますと、現在の委員は令和7年9月30日で任期満了となっておりますが、今後の予定というはどうのようになっているのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫）　スポーツ振興課長。

○健康スポーツ部スポーツ振興課長（飯塚順一）　スポーツ推進審議会につきましては、この推進計画を8年度から9年度の2年間かけて策定するスケジュールという流れの中で、この2年間の途中で切れないように、来年の5月頃からの任期ということで、2年間を予定して募集をかける予定でございます。ちょうど今月号の広報紙に、委員の公募について

載せている状況でございます。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 今までを見ますと、これは諮問機関ですけれども、切れ目のない任命をしていましたけれども、今後は諮問に合わせて隨時開くと、そういうスタンスになるのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） スポーツ振興課長。

○健康スポーツ部スポーツ振興課長（飯塚順一） すみません、ちょうど前回の計画を策定するときに、委員の方が策定している途中に任期で代わってしまうというようなことがありまして、やはりそれは策定する上であまり好ましくないだろうということで、この策定期間中に代わらないように、少しずらさせていただいたという趣旨でございます。

○委員（渋谷克美） 分かりました。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご意見、ご質問なしとの声がありましたので、協議を打ち切ります。ただいまの内容を踏まえまして検討を進めていただきたいと思います。

スポーツ振興課長におかれましては、本会議にご出席いただきましてありがとうございます。

ここで退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 3時52分 休憩

午後 3時52分 再開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

以上で協議事項を終了いたします。

◎その他

○教育長（柿沼光夫） 日程第5、その他の次回の定例会についてでございます。

開催日の案について、事務局よりご説明いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 次回の定例会につきましてご提案申し上げます。

次回は、令和8年1月21日水曜日、午後1時30分から、会場は鷺宮行政センター3階庁議室1・2で開催することをご提案申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの提案につきまして、ご都合はいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、次回の定例会は1月21日水曜日、時間は午後1時30分から、会場は鷺宮行政センター3階庁議室1・2とさせていただきます。詳細は、追って事務局からお知らせをいたします。

午後 3時53分

◎閉議、閉会

○**教育長（柿沼光夫）** これをもちまして久喜市教育委員会令和7年12月定例会を閉議、閉会といたします。ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためここに署名する。

令和8年1月21日

教育長 柿沼光夫

委員 諸橋美津子

委員 山中大吾